

琵琶湖流域下水道事業における地方公営企業法の適用について

■ 背 景

下水道事業は、施設の老朽化に伴う更新投資の増大や人口減少に伴う流入水量の減少など、経営環境は厳しさを増す状況にあります。

こうしたことから、地方公営企業法を適用し（法適化）、企業会計を導入し、損益や資産にかかる状況をより詳細に把握するとともに、財務状況の透明性を向上させ、住民への説明責任をさらに果たすことなどにより、経済性をより一層発揮し、持続的な経営を実現させることとしております。

本県の琵琶湖流域下水道事業においては、平成 28 年 12 月に「琵琶湖流域下水道事業地方公営企業法適用基本方針」を策定し、平成 31 年 4 月から地方公営企業法の財務にかかる規定のみを適用する「一部適用」とすることとしました。

【地方公営企業法の適用】

○企業会計の導入

	公営企業会計	官庁会計
目的・特徴	独立採算性の確保 財務・経営状況の把握	税等の収入の効率的・効果的な分配 予算による統制
記帳形式	複式簿記（経済価値の変動を記録）	単式簿記（現金の出納を記録）
認識基準	発生主義	現金主義
資産把握	固定資産台帳の整備 減価償却の導入	—

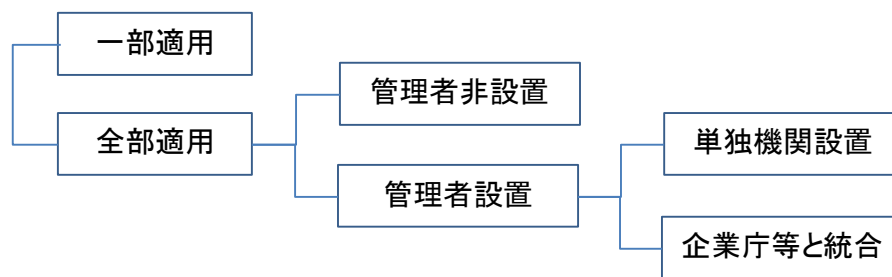
○全部適用と財務適用（一部適用）

	全部適用	財務適用（一部適用）
適用される規定	地方公営企業法の全ての規定	地方公営企業法の一部の規定 （財務規定のみ）
組織体制	管理者が業務を執行 （管理者を設置しない場合は長が執行） ・管理者は職員の任免、予算原案の作成、決算の調製、契約、会計事務など、企業の業務の執行に関する権限を有し、自らの判断と責任において事業運営を行う。 ・ただし、予算調製、議案提出、決算審査など、一部の権限は長に留保。	地方公共団体の長が執行 （法非適用事業と同じ）
職員の身分	・企業職員として取り扱われる。 ・労働組合の結成が可能。 ・給与は種類および基準を条例で定め、給与の額、支給方法等は管理規程で定める。	地方公務員法の適用 （法非適用事業と同じ）

■検討事項

法の適用については、現在「一部適用」をしているところですが、方針の中で、組織・職員にかかる規定なども適用する「全部適用」については、明確な結論が得られないことから、引き続き検討することとしています。

「全部適用」には、公営企業管理者の設置の有無や、滋賀県企業庁等との統合の有無という選択肢があり、組織体制については慎重に検討し、決定する必要があります。



組織体制

■審議事項

本県の流域下水道の特性（地理的条件、施設・維持管理の特徴等）や事業の将来のあり方を考慮し、望ましい組織体制について、ご意見をいただきます。

■審議スケジュール

令和5年	11月	審議会で案件提起（本件）
令和6年	2～3月	経営部会での1回目の審議
	6～7月	経営部会での2回目の審議
	8月	滋賀県琵琶湖流域下水道協議会で市町と協議
	11～12月	経営部会での3回目の審議
令和7年	1～2月	審議会での審議→答申
	3月	方針の確定